保存版

浄化槽 ガイドブック

正しくご使用いただくために



香川県循環型社会推進課：監修

KJK 公益社団法人 香川県浄化槽協会

浄化槽設置者の3つの義務

今日から私も地球をまもる一員ですっ！



はじめに

　生活排水をきれいにし、環境保全に大きな役割を果たしているのが浄化槽です。下水道が整備されていない地域において、浄化槽はなくてはならないものになってきました。

　しかし、浄化槽は私たちに快適な生活を与えると同時に、日頃の管理が不十分ですと河川を汚し、生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。

　このようなことがないよう、浄化槽設置者（浄化槽管理者）には浄化槽法で3つの義務が定められています。

　では浄化槽を設置すると具体的に何をすればよいのか、このパンフレットを通じて浄化槽についての正しい理解を深めてくださるようお願いいたします。

保守点検
「浄化槽がうまく機能するように
メンテナンスすることだよ。」

「保守点検」とは

　浄化槽を正常に機能させるために、浄化槽の本体や内部装置および付属部品の点検や修理、消毒剤の補充など、浄化槽全体のメンテナンスを行います。

〇浄化槽本体および周辺機器の点検・調整・修理など
〇槽内の微生物（バクテリア）の管理・調整
〇消毒剤など消耗品の補充
〇槽内の洗浄など
〇点検内容の記録

保守点検は技術上の基準に従って、自ら行うか、香川県知事または高松市長に登録した業者に委託して実施します。



法定検査

「法律で定められた年１回の水質検査のことだよ。」



「法定検査」とは

浄化槽の工事が基準どおりに施工されているかどうか、保守点検・清掃が基準どおりに実施されているかどうか、浄化槽から放流される水が適正に処理されているかどうかを浄化槽法に規定される指定検査機関が年に１回行う検査をいいます。

使用開始されてから最初の検査を「７条検査」（設置状況の検査）といい、以後１年に1回の検査を「11条検査」（定期検査）といいます。

法定検査は香川県知事指定検査機関の公益社団法人 香川県浄化槽協会が実施します。



清　掃

「浄化槽にたまった汚泥をバキュームカーでくみ取りをすることだよ。」

「清掃」とは

浄化槽の機能を十分に発揮させるために、浄化槽法に基づいた技術上の基準に従って、槽内の汚泥・汚物・異物その他機能上支障となるものを取り除き、各装置の掃除を行う作業のことです。

清掃は市・町の許可を受けた業者が実施します。

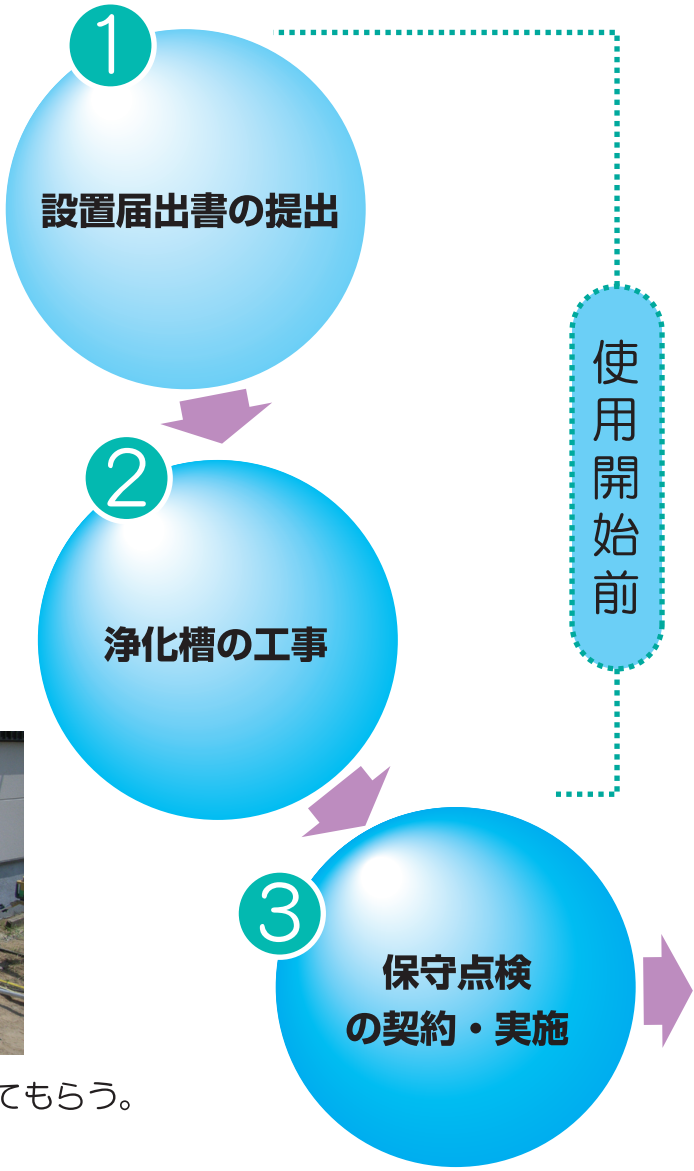


浄化槽の取り扱いルール

浄化槽の設置から維持管理までの流れ

浄化槽が本来の機能を発揮するためにはルールに従った取り扱いが必要です。そのルールを定めた法律が「浄化槽法」です。この法律は浄化槽の製造から、設置、使用、管理、清掃、法定検査、更には廃止に至るまでの流れを一つの体系で整備し、設置者の皆さん方に、より効果的に、より安心して浄化槽を使っていただくためのものです。

その流れのポイントをまとめてみました。



1. 設置届出書の提出（主に工事業者が代行）

浄化槽を設置するにはあらかじめ法律で定められた手続きが必要です。

無届で設置した場合は罰せられることがあります。



2. 浄化槽の工事

浄化槽工事は、県知事に登録（届出）した工事業者に依頼してください。

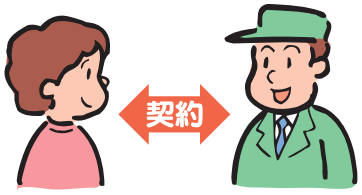
浄化槽設備士が工事の監督を行います。



浄化槽工事が完了すれば工事完了報告書を提出してもらう。

3. 保守点検の契約・実施

初回保守点検は使用開始前に保守点検業者と契約して実施してください。施設の使用状況にあったバルブ調整や自動タイマーの設定・消毒剤の補充が必要になるため、初回保守点検はご使用になる前に行うのが原則です。



使用開始後

7. 定期検査（浄化槽法第11条に基づく法定検査）

維持管理状況・放流される水のチェック

初回法定検査実施日からおおむね1年が経ちますと今度は「浄化槽法第11条に基づく法定検査」（年1回の定期検査）がはじまります。

この検査は放流水の水質検査および浄化槽の全体的な状況を確認することにより、浄化槽の保守点検・清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかを判断いたします。

時期が来ましたら公益社団法人 香川県浄化槽協会より検査のご案内をいたします。

年1回の検査義務





6. 清　掃

市・町の許可を受けた清掃業者に委託して実施してください。

清掃時期は保守点検業者に相談してください。

清掃はすべての浄化槽で年1回以上必要です。

5. 設置状況の検査（浄化槽法第7条に基づく法定検査）

設置状況のチェック

浄化槽の法定検査のうち浄化槽を新たに設置して、初回の検査を「浄化槽法第７条に基づく法定検査」といい、浄化槽の使用開始後３ヶ月を経過した日から５ヶ月の間に行います。

主に浄化槽の工事状況を確認する検査ですが、浄化槽の運転管理状況や放流水の水質検査も行います。時期が来ましたら公益社団法人 香川県浄化槽協会より検査のご案内をいたします。

使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間



4. 使用開始報告書の提出（主に工事業者が代行）

使用開始後30日以内に公益社団法人 香川県浄化槽協会へ提出してください。

7条検査（設置状況の検査）の時期を確認するために必要となります。



法定検査（法7条、11条に定められています）

浄化槽を設置すると法定検査が必要となります

1.検査の役割

〇浄化槽の施工状況・運転状況について検査し、適切な指導や助言を行います。
（不備があった場合については工事業者および保守点検業者に改善を指導いたします。）

〇浄化槽の維持管理状況を検査し、管理不十分な浄化槽に対して、適正な維持管理を実施するよう指導を行います。

〇浄化槽の放流水が適正に処理されているかを確認するため、放流水のBODを検査し、BODの値が基準値を超えた浄化槽に対しては、設置者および保守点検業者に適切な助言・指導を行います。

BOD（生物化学的酸素要求量）
水中の汚れを微生物が分解し、きれいにする時に必要な酸素の量を示したものです。

以上のように法定検査は公共用水域の水環境の保全に重要な役割を担っています。

2.検査項目

外観検査	水質検査	書類検査
1. 設置状況 2. 設備の稼働状況 3. 水の流れ方の状況 4. 使用の状況 5. 悪臭の発生状況 6. 消毒の実施状況 7. か・はえの発生状況	1. 水素イオン濃度（pH） 2. 溶存酸素量（DO） 3. 透視度 4. 残留塩素濃度 5. 生物化学的酸素要求量（BOD） 6.汚泥沈殿率 （7条検査のみ実施）	保存されている保守点検および清掃の記録を確認し、基準通りの維持管理が実施されているか否かについて検査します。

（11条検査では検査項目を一部省略する場合があります。）

3.検査手数料

検査手数料は浄化槽の大きさ（人槽）によって次のように定められています。

浄化槽の大きさ（人槽）	法第11条検査手数料
5～10人槽	4,600円
11～20人槽	6,700円
21～50人槽	7,900円
51～100人槽	12,700円
101～500人槽	14,000円
501人槽以上	15,500円



※検査手数料は「現金」・「振込」・「口座振替」の方法があります。
※「口座振替」をご希望の場合は、当協会にご連絡ください。

4.お申込みから検査結果報告まで

1.検査申込書の送付

検査時期になりましたら公益社団法人 香川県浄化槽協会より検査案内および法定検査申込書（右記往復はがき）をお送りしますので、はがきでの返信・FAX・電話・メール・QRコードのいずれかの方法でお申込みください。

2.検査日程の連絡

担当の検査員がお電話にて検査の日程を確認いたします。
特に立会いが必要な施設
（例:車の移動が必要・浄化槽の近くに犬がいる等）
につきましては、その旨ご連絡ください。



浄化槽法定検査申込書

浄化槽番号		←お問い合わせ番号
申込者	住所	
	氏名（法人名）	
	電話	
検査対象浄化槽	設置場所（所在地）	
	施設名称	
	メーカー	
	型式	人槽
検査日程事前の電話連絡	右欄の□にレでチェックをお願いいたします。	□必要 □不要
検査日程などのご連絡先	携帯等TEL	
E-mail	FAX	
1. 立会える	氏名	
2. 立会えないので留守でも立会者なしで検査してください。		
検査実施予定	年 月	
日時指定をされる方は一週間ぐらいの余裕を持って御投函下さい。		
※検査希望日（土・日曜、祝日は除いて下さい。）	1. 月 日 イ午前 ロ午後 2. いつでもよい。	
検査料	右欄の□にレでチェックお願いいたします。	□検査当日現金 □お振込み
（連絡事項）	記載事項に相違がある場合ご訂正ください。また下水等で廃止の場合は、その旨記載お願いいたします。	

（協会からの申込書）

3.検査の実施

検査についてはお留守でも実施できます。
立会いのない場合、検査内容のパンフレット等を郵便受に投函させていただきます。
検査が終わりましたら下記の「法定検査済」のステッカーに検査実施日を書き入れて浄化槽近辺に貼付いたします。なお、検査手数料につきましては検査時のお支払も可能です。



（実地検査）



（法定検査済ステッカーの貼付）



（BOD検査）

4.検査結果書の送付と検査手数料の請求

検査後約２週間で、「適正」、「おおむね適正」または「不適正」と判定した法定検査結果書等をご送付します。「おおむね適正」または「不適正」と判定され改善事項が指摘された場合には、保守点検業者に相談し適切な対策を講じてください。検査手数料のお支払で『振込』をご希望の方には、請求書・振込用紙を、また、次年度から『口座振替』ご希望の方には、預金口座振替依頼書を同封します。



法定検査結果書
浄化槽法第 条

（協会からの法定検査結果書）

法定検査は年１回の「健康診断」です。
公益社団法人 香川県浄化槽協会が行います。

保守点検（法10条に定められています）

浄化槽は日頃からの維持管理が大切です

1.保守点検とは

浄化槽の各装置や機械類が正常に働いているかどうか、浄化槽全体の運転状況や放流水の状況はどうか、汚泥のたまり具合はどうかなどを調べ、浄化槽の正常な機能を維持し、異常や故障などを早期に発見し予防的な措置を講じることをいいます。

また、消毒剤などの消耗品は定期的に補充・交換が必要となりますし、浄化槽の清掃を行うべき時期になっているか否かを判断し、必要ならば清掃業者に連絡することも保守点検の大切な役割です。

このように、保守点検は浄化槽の機能を正常に保つ上できわめて重要です。

2.保守点検の内容　（点検内容の一部をご紹介いたします）

浄化槽本体および付属機器の点検



消毒剤など消耗品の補充

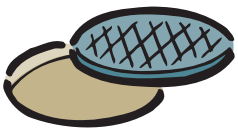


バルブの調整

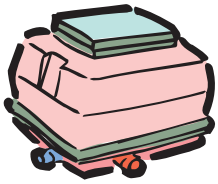




消毒剤の補充



汚泥の調整移送



送風機の点検



機能の診断

3.保守点検の回数

20人槽以下の浄化槽は年3回以上の保守点検が必要です。

※さらに大きな浄化槽の保守点検回数については公益社団法人 香川県浄化槽協会にお問い合せください。

4.保守点検の記録の保存

保守点検時に発行される保守点検の記録は、法律で3年間保存するように定められています。

また、法定検査時に確認いたしますので、分かる場所に保存しておいてください。



保守点検の記録は
3年間の保存が必要

保守点検は香川県知事または高松市長の登録を受けた業者に委託してください。
委託をした保守点検業者の点検管理票（管理ステッカー）を貼ってもらってください。

清　掃（法10条に定められています）

清掃は1年に1回以上行ってください

1.清掃とは

浄化槽を適正に使用していても、いずれは浄化槽の中に微生物の死骸や沈殿した汚物（汚泥）がたまってきます。汚泥が過度に蓄積されると、浄化槽の機能に支障をきたし、十分な処理がなされなかったり、悪臭を発生する原因となったりします。そこでこのようなことにならないために、浄化槽にたまった汚泥をくみ取りし、付属装置や機械類を洗ったり、掃除することをいいます。

清掃は浄化槽を適正に維持管理していく上で、とても重要な作業です。

2.清掃の内容　（清掃内容の一部をご紹介いたします）

汚泥の引き抜き



槽内の洗浄



3.清掃の回数

すべての浄化槽で年1回以上の清掃が必要です。

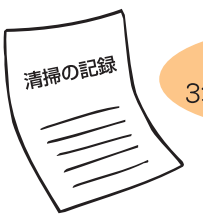
※みなし浄化槽（し尿のみを処理する、単独浄化槽）のうち全ばっき型についてはおおむね6ヶ月に1回の清掃が必要です。
※使用量が多い、流入水の負荷が高いなどの施設についての清掃は保守点検業者にご相談ください。

4.清掃の記録の保存

清掃時に発行される清掃の記録は、法律で3年間保存するように定められています。

また、法定検査時に確認しますので、分かる場所に保存しておいてください。

清掃を実施した場合には清掃業者の清掃済票を（清掃ステッカー）を貼ってもらってください。



清掃の記録は
3年間の保存が必要

清掃は市・町の許可を受けた業者に委託してください。

今日から実行！浄化槽にやさしい使い方

浄化槽は魔法の箱ではありません

大変便利な浄化槽ですが、使い方を間違えると水が濁ったり、悪臭を発生したりします。浄化槽の状態の良し悪しはズバリ使用者の使い方が大きなポイントとなっています。

そこで浄化槽のご使用にあたって日常注意していただきたいところ、実践していただきたい事柄をまとめました。今日から実行して快適な生活環境づくりにご協力ください。

調理くずや残飯はキッチリ回収！

調理くずや残飯の流入は浄化槽にとって大きな負担となります。配管が詰まったり水が濁る原因となりますので、できるだけ流さないようお願いします。



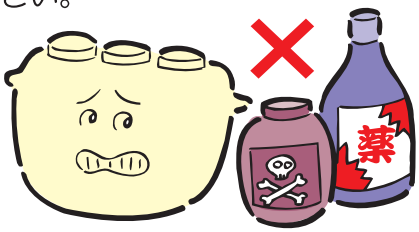
調理器具や食器の油汚れはふき取ってから洗いましょう！

油の流入が浄化槽にとって一番の大敵です。食用油を流さないだけでなく、調理器具や食器についた油汚れも拭き取ってから洗ってください。



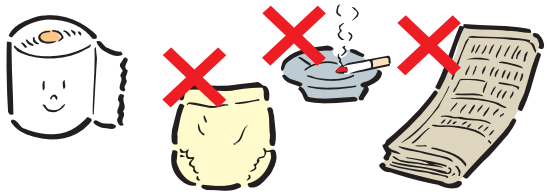
水回りの掃除に酸・アルカリの強い洗剤や塩素系の洗剤を大量に使わないで！

上記洗浄剤を大量に使用されますと、浄化槽の大切な微生物が死んでしまいますので注意してください。



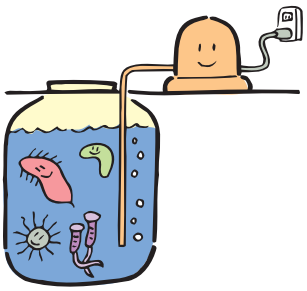
水に溶けない紙類を流さないでください！

新聞紙、水に溶けないティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品などの異物は流さないようにしてください。
配管のつまり、故障の原因になります。



送風機の電源を切らないでね！

送風機の電源が切れると汚水が浄化されずに悪臭を発生させる原因となりますのでご注意ください。



お風呂の残り水を洗濯に、節水が効果的です。(※トイレの水はきちんと流してね)

浄化槽が１日に汚水を浄化できる量は限られています。節水を心がけ、浄化槽に負担をかけないようお願いします。



よくある浄化槽Q&A

浄化槽に関するよくあるご質問をまとめてみました。

Q：保守点検も清掃もしているのに、なぜ検査が必要ですか？

A：法定検査に対して最も多い質問は、「定期的に保守点検・清掃をしているのに、なぜその上に法定検査が必要なのか」というものです。

浄化槽を設置するとき、浄化槽設置届が提出されます。その書類には「この浄化槽から排出する水は、こういう水質の水を流します」という意味のことが書いてあります。行政としては浄化槽設置後どんな水質の水が流されているのかわからないので、その内容を把握する目的で第三者機関（指定検査機関）が公平中立的な立場で検査し、その結果を管理する行政機関に報告するように浄化槽法で定められました。これを法定検査といいます。設置届どおりの水が排出されているかどうかを検査することにより、地域の水環境が守られているのです。

保守点検・清掃は浄化槽の機能を適正に維持するための作業にあたります。

ですから、法定検査と保守点検は趣旨・目的がまったく違いますので、年１回の健康診断に当たる法定検査を必ず受検しなければなりません。

※平成18年2月1日施行の浄化槽法改正により、未受検者に対する罰則規定が設けられました。

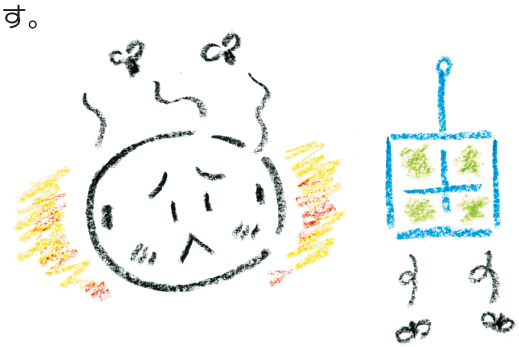
Q：浄化槽から臭いがします…。

A：使用を開始してから機能が安定するまでの間（2～6ヶ月）臭気がすることがあります。徐々に微生物が増え、臭気が治まってきますのでしばらく様子を見てください。機能が正常に働いていても浄化槽特有の汚泥臭がわずかにありますが、ヘドロ臭がする、悪臭がするなどの場合は保守点検業者にご相談ください。



Q：浄化槽からはえやかが発生していますが…。

A：浄化槽内に小さなはえやかが発生することもあります。気になる場合は吊り下げタイプの殺虫剤がありますので保守点検業者にご相談ください。薬局等でご自分でも購入できますが、印鑑とサインが必要な場合があります。



Q：入浴剤は影響がありますか？

A：通常の入浴剤でしたら特に影響はないと思われますが、着色した水の色は分解できませんので、放流水の透視度が低下する場合があります。また、イオウ分が入っている入浴剤はさけてください。



Q：糖尿病の方や薬を常用している方がいる浄化槽は処理機能が低下すると聞きました。

A：糖尿病・高血圧症等の薬の常用が浄化槽の機能低下（透視度の低下・BOD超過）の原因になる事例がまれに見られます。浄化槽のために薬の服用をやめることはできませんので、保守点検・清掃の回数を検討するなど対策が必要となる場合があります。



浄化槽機能保証制度について

目的

この制度は、一般社団法人全国浄化槽団体連合会（略称：全浄連）に保証登録された浄化槽について、その機能に異常があると判定された場合に、設置者保護の観点から、全浄連が必要に応じた措置を講ずる制度を設けることにより、浄化槽に対する信頼を確保することを目的としています。

さらに

公益社団法人香川県浄化槽協会では、全浄連の保証期間終了後も継続して、独自に下図の5年間保証を上乗せし、浄化槽に対する県民の信頼確保に努めています。

15年間保証

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 ― 使用開始後10年間 ＋ 公益社団法人 香川県浄化槽協会 ― 5年間

平成25年10月1日より

香川県知事指定検査機関

公益社団法人 香川県浄化槽協会



法定検査車



目的

浄化槽法に基づく水質に関する検査及び浄化槽の普及を促進するとともに、浄化槽に関する技術の向上及び知識の普及並びにその製造、工事及び維持管理の適正化を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

事業

1）浄化槽法第７条及び第11条の規定による浄化槽の水質に関する検査
2）浄化槽の機能保証制度の推進
3）浄化槽に関する調査、相談、指導業務等の受託
4）浄化槽の製造、工事、保守点検、清掃の適正化の推進
5）浄化槽に関する講習会、研修会等の開催
6）浄化槽に関する調査研究
7）浄化槽に関する知識の普及啓発
8）浄化槽に関する情報の収集及び提供
9）浄化槽に関する国家試験及び講習会事務の受託
10）浄化槽に関する図書等の発刊
11）計量証明事業
12）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

KJK 公益社団法人 香川県浄化槽協会

〒761-8012 高松市香西本町1番地106 ホームページ https://www.kagawajk.jp
TEL087-881-6600 FAX087-881-6670 E メ ー ル kjk@kagawajk.jp

※表紙写真提供：香川県観光振興課「五色台」 ※このパンフレットは再生紙を使用しています。 2025-3000N